

事業者排出量削減計画書（新規・**変更**）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801番地					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	オムロン株式会社 代表取締役社長 作田 久男					
事業者の主たる業種	電気・電子機器製造、販売					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成20年4月～平成23年3月					
基本方針	国内グループでは、京都議定書で定められた日本の温室効果ガス削減目標を受けて、2010年度にCO2排出量を1990年度比8.6%削減の目標を掲げ、各年度目標を達成する。					
推進体制	環境担当執行役員を長とする「グループ環境委員会」の重要テーマの1つとして温暖化対策を推進。					
	環境マネジメントシステム名称	別紙一覧表添付				
	適用範囲					
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	20～22年度	全部門共通	空調温度適正化、離席時PCモニター電源OFF、消灯などの日常管理徹底			
	20～22年度	全部門共通	空調、照明、熱源設備の運転効率化と省エネタイプへの更新			
	20～22年度	生産・研究開発部門	歩留まり向上による生産設備稼働短縮、実験設備やクリーンルーム運転効率化			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	14,334.8 t	14,117.3 t	-1.5 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 14,334.8 t	*2 14,117.3 t	-1.5 %		
目標設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に平成17年度比-10%達成済み 京都府下すべてのグループ会社（10社）を追加して削減目標を再設定 					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	地球温暖化防止に向けて、総量削減の目標のみ設定。					
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等		（二酸化炭素換算）		
	森林の保全及び整備	（整備面積）	15.0 ha	（吸収量）		150.0 t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）		t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）		t
	家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入	（購入量）	t	（削減量）		t
削減量等合計				*3 150.0 t		
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）			
	*1 14,334.8 t	（*2）-（*3） 13,967.3 t	-2.6 %			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	平成18年度から京都モデルフォレスト活動に参画。 京都府綴喜郡井手町、京都市右京区北嵯峨の2箇所森林保全活動に取り組んでいる。					
特記事項	基準年度である平成19年度の1拠点データに誤り、また1拠点が閉鎖となったため、基準年度と目標年度のCO2排出量を訂正。（訂正前 平成19年度実績14,823トン、平成22年度計画14,582トン）					

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 注3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 注4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
 注5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。